

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>  第1章 通則</p> <p>    法第2条((定義))関係</p> <p>      〔扶養親族(第34号及び第34号の2関係)〕</p> <p>  第2章 課税所得の範囲</p> <p>第2編 居住者の納税義務</p> <p>  第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>    第1節 各種所得の金額の計算</p> <p>      第4款 必要経費等の計算</p> <p>        第1目 家事関連費、租税公課等</p> <p>          法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係</p> <p>          〔<u>簿外経費(第3項関係)</u>〕</p> <p>        第7款 収入及び費用の帰属の時期の特例</p> <p>          法第67条(<u>小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期</u>)関係</p> <p>第5編 雑則</p> <p>  第2章 <u>その他の雑則</u></p> <p>    法第232条(<u>事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等</u>)関係</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>〔扶養親族(第34号<u>及び第34号の2</u>関係)〕</p> <p><u>(38万円以上受けているかどうかの判定)</u></p> <p><u>2-50 法第2条第1項第34号の2ロ(3)に規定する「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている」かどうかは、次により判定するものとする。</u></p> <p><u>(1) その支払が、規則第47条の2第6項第1号又は第8項第1号に規定する金融機関(以下この項において「金融機関」という。)が行う為替取引によるものである場合</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>  第1章 通則</p> <p>    法第2条((定義))関係</p> <p>      〔扶養親族(第34号関係)〕</p> <p>  第2章 課税所得の範囲</p> <p>第2編 居住者の納税義務</p> <p>  第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>    第1節 各種所得の金額の計算</p> <p>      第4款 必要経費等の計算</p> <p>        第1目 家事関連費、租税公課等</p> <p>          法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係</p> <p>(新 設)</p> <p>  第7款 収入及び費用の帰属の時期の特例</p> <p>    法第67条(<u>小規模事業者の収入及び費用の帰属時期</u>)関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>〔扶養親族(第34号関係)〕</p> <p>(新 設)</p>

イ その支払は、その居住者が生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日に行われたものとする。

ロ その支払が外貨建てで行われる場合には、その居住者が送金をした金融機関の当該送金した日におけるその外国通貨に係る対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下この項において「電信売買相場の仲値」という。）により本邦通貨に換算する。ただし、この場合において、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに送金するときは、現に支出した本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

(2) その支払が、規則第47条の2第6項第2号又は第8項第2号に規定するクレジットカード等の提示又は通知（以下この項において「クレジットカード等の利用」という。）によるものである場合

イ その支払は、クレジットカード等の利用をした日に行われたものとする。

ロ そのクレジットカード等の利用が外国通貨で決済されたものである場合には、当該クレジットカード等の利用をした日における電信売買相場の仲値により本邦通貨に換算する。ただし、この場合において、その外国通貨で決済されたものについて本邦通貨で表示される預貯金の口座から引き落として支払われるときは、現に支出した本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

(注) 1 邦貨換算については、その支払を受ける金額の年間の合計額につき、その年最後の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買相場により一括して換算した金額にすることもできる。

2 電信売買相場の仲値については、原則として、その支払に係る金融機関のものによることとするが、その居住者の主たる取引金融機関のものなど合理的なものを継続して使用している場合にはこれを認める。

(たばこ耕作者についての特別農業所得者の判定)

**2-51** たばこ耕作者が特別農業所得者に該当するかどうかの判定に当たっては、葉たばこの刈取り後の農家における通常の熟成の過程の完了する時期が9月1日以後となるものについては、その所得は9月1日以後に生ずるものとして差し支えない。この場合において、通常の熟成の過程の完了する時期とは、葉たばこを積み重ねて発酵させ、化学変化を起こさせるいわゆる堆積発酵の過程の完了する時期をいい、その時期が明らかでない場合には、刈取り時からおおむね2月の期間を経過した時期とする。

法第9条((非課税所得))関係

[旅費(第4号関係)]

(たばこ耕作者についての特別農業所得者の判定)

**2-50** たばこ耕作者が特別農業所得者に該当するかどうかの判定に当たっては、葉たばこの刈取り後の農家における通常の熟成の過程の完了する時期が9月1日以後となるものについては、その所得は9月1日以後に生ずるものとして差し支えない。この場合において、通常の熟成の過程の完了する時期とは、葉たばこを積み重ねて発酵させ、化学変化を起こさせるいわゆる堆積発酵の過程の完了する時期をいい、その時期が明らかでない場合には、刈取り時からおおむね2月の期間を経過した時期とする。

法第9条((非課税所得))関係

[旅費(第4号関係)]

(非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分)

9-4 法第9条第1項第4号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な支出に充てるものとして支給される金品の額が、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲の金額を超える場合には、その超える部分の金額は、その超える部分の金額を生じた旅行の区分に応じ、それぞれ次に掲げる所得の収入金額又は総収入金額に算入する。

- (1) 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するためにした旅行 給与所得
- (2) 給与所得を有する者が転任に伴う転居のためにした旅行 給与所得
- (3) 就職をした者がその就職に伴う転居のためにした旅行 雑所得
- (4) 退職をした者がその退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得
- (5) 死亡による退職をした者の遺族がその死亡による退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得(法第9条第1項第17号の規定により非課税とされる。)

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)
  - イ 令第31条の2第8号((障害者等の範囲))に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項((認定等))に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書
  - ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類
  - ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書
  - ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書
- (2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

(非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分)

9-4 法第9条第1項第4号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な支出に充てるものとして支給される金品の額が、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲の金額を超える場合には、その超える部分の金額は、その超える部分の金額を生じた旅行の区分に応じ、それぞれ次に掲げる所得の収入金額又は総収入金額に算入する。

- (1) 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するためにした旅行 給与所得
- (2) 給与所得を有する者が転任に伴う転居のためにした旅行 給与所得
- (3) 就職をした者がその就職に伴う転居のためにした旅行 雑所得
- (4) 退職をした者がその退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得
- (5) 死亡による退職をした者の遺族がその死亡による退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得(法第9条第1項第16号の規定により非課税とされる。)

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)
  - イ 令第31条の2第8号((障害者等の範囲))に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項((認定等))に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書
  - ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類
  - ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書
  - ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書
- (2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

- イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの
  - ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの
  - ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書
  - ニ 戸籍（改製原戸籍を含む。）の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書
  - ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの
- (3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」
- 規則第7条第2項第4号に掲げる書類（次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの
- (4) 規則第7条第2項第8号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」
- イ 国民健康保険高齢受給者証  
（国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号の5、様式第1号の5の2）
  - ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証  
（国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2）
  - ハ 国民健康保険特別療養証明書  
（国民健康保険法施行規則 様式第2号、様式第2号の2）
  - ニ 健康保険特例退職被保険者証  
（健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4)）
  - ホ 健康保険高齢受給者証  
（健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2)）
  - ヘ 健康保険特別療養証明書  
（健康保険法施行規則 様式第12号）
  - ト 健康保険被保険者受給資格者票  
（健康保険法施行規則 様式第16号）

- イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの
  - ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの
  - ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書
  - ニ 戸籍（改製原戸籍を含む。）の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書
  - ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの
- (3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」
- 規則第7条第2項第4号に掲げる書類（次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの
- (4) 規則第7条第2項第9号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」
- イ 国民健康保険高齢受給者証  
（国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号の5、様式第1号の5の2）
  - ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証  
（国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2）
  - ハ 国民健康保険特別療養証明書  
（国民健康保険法施行規則 様式第2号、様式第2号の2）
  - ニ 健康保険特例退職被保険者証  
（健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4)）
  - ホ 健康保険高齢受給者証  
（健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2)）
  - ヘ 健康保険特別療養証明書  
（健康保険法施行規則 様式第12号）
  - ト 健康保険被保険者受給資格者票  
（健康保険法施行規則 様式第16号）

- チ 船員保険高齢者受給者証  
(船員保険法施行規則 様式第2号)
- リ 共済組合組合員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ヌ 共済組合高齢受給者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ル 共済組合特別療養証明書  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
- ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
- ワ 共済組合任意継続組合員証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
- カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
- コ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書  
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)
- タ 自衛官診療証  
(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)
- レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)
- ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書  
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)
- ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証
- ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類
- (注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規

- チ 船員保険高齢者受給者証  
(船員保険法施行規則 様式第2号)
- リ 共済組合組合員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ヌ 共済組合高齢受給者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ル 共済組合特別療養証明書  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
- ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
- ワ 共済組合任意継続組合員証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
- カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
- コ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書  
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)
- タ 自衛官診療証  
(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)
- レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)
- ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書  
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)
- ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証
- ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類
- (注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規

定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

- 2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。
- 3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。
- 4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

- 2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。
- 3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。
- 4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

## 法第23条((利子所得))関係

### (預貯金の利子に該当するもの)

- 23-1 次に掲げる金額又は利子は、法第23条第1項に規定する預貯金の利子に該当する。
- (1) 法人税法第2条第7号((定義))に規定する協同組合等で預貯金の受入れをするものがその預貯金につき支払う同法第60条の2第1号((協同組合等の事業分量配当等の損金算入))に掲げる金額
  - (2) いわゆる金融債を発行する銀行その他の金融機関がその発行に係る払込金を払込期日前に受け入れた場合においてその払込期日前の期間に対応して支払う利子
  - (3) 銀行その他の金融機関がいわゆる定期積金契約の中途解約前の期間又は満期後の期間に対応して支払う利子
  - (4) 銀行が銀行法第2条第4項((定義等))の契約の中途解約前の期間又は満期後の期間に対応して支払う利子
  - (5) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項((兼営の認可))

## 法第23条((利子所得))関係

### (預貯金の利子に該当するもの)

- 23-1 次に掲げる金額又は利子は、法第23条第1項に規定する預貯金の利子に該当する。
- (1) 法人税法第2条第7号((定義))に規定する協同組合等で預貯金の受入れをするものがその預貯金につき支払う同法第60条の2第1項第1号((協同組合等の事業分量配当等の損金算入))に掲げる金額
  - (2) いわゆる金融債を発行する銀行その他の金融機関がその発行に係る払込金を払込期日前に受け入れた場合においてその払込期日前の期間に対応して支払う利子
  - (3) 銀行その他の金融機関がいわゆる定期積金契約の中途解約前の期間又は満期後の期間に対応して支払う利子
  - (4) 銀行が銀行法第2条第4項((定義等))の契約の中途解約前の期間又は満期後の期間に対応して支払う利子
  - (5) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項((兼営の認可))

に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関が信託業務として引き受けた財産の整理又は債権の取立て等の代理事務に関連して取得管理する金銭につき支払う利子  
(注) 信託銀行が貸付信託契約の募集期間中の期間又は満期後の期間に対応して支払う収益の分配は、法第23条第1項に規定する合同運用信託の収益の分配に該当する。

#### 法第27条((事業所得))関係

##### (貸衣装等の譲渡による所得)

27-1 貸衣装業における衣装類の譲渡、パチンコ店におけるパチンコ器の譲渡、養豚業における繁殖用又は種付用の豚の譲渡、養鶏業における採卵用の鶏の譲渡のように、事業の用に供された固定資産を反復継続して譲渡することが当該事業の性質上通常である場合における当該固定資産の譲渡による所得は、事業所得に該当する。

(注) 当該固定資産が令第81条第2号又は第3号((譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産))に規定する「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」であっても、上記の場合に該当するときは、当該固定資産の譲渡による所得は、事業所得に該当する。

なお、「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」の意義については、33-1の2参照。

#### 法第28条((給与所得))関係

##### (地方自治法の規定による費用の弁償)

28-8 地方自治法第203条第2項((議員報酬、費用弁償及び期末手当))及び同法第203条の2第3項((報酬、費用弁償及び期末手当))の規定により受ける費用の弁償は、法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。

#### 法第33条((譲渡所得))関係

##### (使用可能期間が1年未満である減価償却資産)

33-1の3 使用可能期間が1年未満である減価償却資産で令第138条第1項((少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入))の規定に該当するものの譲渡による所得は、当該減価償却資産がその者の業務の性質上基本的に重要なものに該当する場合であっても、譲渡所得には該当しない。

に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関が信託業務として引き受けた財産の整理又は債権の取立て等の代理事務に関連して取得管理する金銭につき支払う利子  
(注) 信託銀行が貸付信託契約の募集期間中の期間又は満期後の期間に対応して支払う収益の分配は、法第23条第1項に規定する合同運用信託の収益の分配に該当する。

#### 法第27条((事業所得))関係

##### (貸衣装等の譲渡による所得)

27-1 貸衣装業における衣装類の譲渡、パチンコ店におけるパチンコ器の譲渡、養豚業における繁殖用又は種付用の豚の譲渡、養鶏業における採卵用の鶏の譲渡のように、事業の用に供された固定資産を反復継続して譲渡することが当該事業の性質上通常である場合における当該固定資産の譲渡による所得は、事業所得に該当する。

(注) 当該固定資産が令第81条第2号又は第3号((譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産))に規定する「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」であっても、上記の場合に該当するときは、当該固定資産の譲渡による所得は、事業所得に該当する。

なお、「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」の意義については、33-1の2参照。

#### 法第28条((給与所得))関係

##### (地方自治法の規定による費用の弁償)

28-8 地方自治法第203条第2項((議員報酬、費用弁償及び期末手当))及び同法第203条の2第3項((報酬及び費用弁償))の規定により受ける費用の弁償は、法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。

#### 法第33条((譲渡所得))関係

##### (使用可能期間が1年未満である減価償却資産)

33-1の3 使用可能期間が1年未満である減価償却資産で令第138条((少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入))の規定に該当するものの譲渡による所得は、当該減価償却資産がその者の業務の性質上基本的に重要なものに該当する場合であっても、譲渡所得には該当しない。

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

〔簿外経費(第3項関係)〕

(「計算の基礎とされていた金額」の意義)

45-10 法第45条第3項の「計算の基礎とされていた金額」とは、同項の居住者(以下45-14までにおいて「居住者」という。)が提出した確定申告書(当該確定申告書に係る同項に規定する修正申告書を含む。)に記載された不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得に係る総収入金額から当該確定申告書に記載されたこれらの所得の金額を差し引いた金額(これらの所得の金額の計算において、損失の金額が生ずる場合には、当該総収入金額に当該損失の金額を加えた金額)を構成する同項に規定する売上原価の額及び費用の額(以下45-14までにおいて「売上原価の額等」という。)又は青色申告決算書若しくは収支内訳書に記載された売上原価の額等をいうのであるが、これらの書類にこれらの金額の記載がない場合(青色申告決算書及び収支内訳書の提出がない場合を含む。)であっても、当該居住者が保存する帳簿書類その他の物件により、売上原価の額等を明らかにした場合には、当該売上原価の額等を「計算の基礎とされていた金額」と取り扱って差し支えない。

(帳簿書類その他の物件の意義)

45-11 法第45条第3項第1号イ又はロに掲げる帳簿書類その他の物件とは、同項各号の取引が行われたことを明らかにする、又は推測させる一切の帳簿書類その他の物件で居住者が保存しているものをいうことに留意する。

(取引が行われたことが推測される場合)

45-12 法第45条第3項第2号の取引が行われたことが推測される場合とは、居住者が保存する帳簿書類その他の物件により、その取引が行われたことが推測される場合をいうのであるが、例えば、居住者の所得税に関する調査において、当該居住者が帳簿書類その他の物件の提示又は提出をした場合に、当該帳簿書類その他の物件に、取引の年月日や具体的な内容は記載されているが金額が記載されていないときその他その取引が存在すると見込まれるような事実の記載があるときは、同号の取引が行われたことが推測される場合に該当することに留意する。

(相手方に対する調査その他の方法)

45-13 法第45条第3項第2号の「相手方に対する調査その他の方法」には、例えば、次に

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)



掲げる方法が該当することに留意する。

- (1) 通則法第74条の2第1項((当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権))の規定による質問検査権の行使に基づく相手方に対する調査
- (2) 通則法第74条の7の2第1項((特定事業者等への報告の求め))の規定による同項に規定する特定事業者等への報告の求め
- (3) 通則法第74条の12第1項((当該職員の事業者等への協力要請))の規定による同項の事業者又は官公署への協力の求め
- (4) 取引の相手方が国税に関する法律その他の法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した納税申告書、当該納税申告書に添付された書類その他当該相手方が法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した書類の確認
- (5) 居住者から提出又は提示のあった取引の相手方が保存する当該取引に関する帳簿書類その他の物件の写しの確認

(注) (1)に掲げる相手方に対する調査は、相手方が支配又は管理をする場所(事業所等)等に臨場して行うものに限られず、個々の実情に応じ、相手方に電話をかけ、又は文書を発送して回答を求める方法によることもできることに留意する。なお、相手方が国外にある者である場合には、通常、当該相手方に対し通則法第74条の2第1項の規定による質問検査権の行使ができないため、(1)に掲げる方法以外の方法によることとなる。

#### (所得金額を推計する場合の本規定の適用)

45-14 法第45条第3項の規定の適用を受ける居住者について、法第156条((推計による更正又は決定))の規定により、所得金額を推計する場合には、同項の規定を適用した後の必要経費の額を基礎として所得金額を推計することとなることに留意する。

この場合の必要経費の額は、次に掲げる金額を合計して算出することとする。

- (1) 推計した令第98条の2((必要経費に算入される資産の額))に規定する資産の取得に直接要した費用の額
- (2) 推計した売上原価の額等(45-10に定める「計算の基礎とされていた金額」に係るものに限る。)
- (3) 次に掲げる金額
  - イ 法第45条第3項第1号の規定により、明らかとなった売上原価の額等
  - ロ 法第45条第3項第2号の規定により、税務署長が生じたと認める売上原価の額等

(注) 事業場への旅費交通費など居住者が営む業務の内容から、確実に生じたと認められる売上原価の額等については、上記(3)ロの金額と取り扱って差し支えない。

法第47条((棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

(新 設)

法第47条((棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

〔棚卸資産の評価の方法（令第99条関係）〕

（準棚卸資産に係る必要経費の算入）

47-15 令第81条第1号又は第2号（譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産）に掲げる資産（山林を除く。）につきその年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産につき法第72条第1項（雑損控除）の規定の適用を受ける損失が生じた場合を除き、次の算式により計算した金額とすることができる。この場合において、その年1月1日及び12月31日における当該資産の取得価額は、それぞれの日において有する当該資産でまだ業務の用に供されていないものにつき令第99条第1項第1号に掲げる評価の方法に準じて計算する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{その年1月1日に} & & & & \\ \text{おいて有する当該} & & & & \\ \text{資産でまだ業務の} & & & & \\ \text{用に供されていな} & + & \text{その年中に} & - & \text{その年12月31日に} \\ \text{いものの取得価額} & & \text{取得した当} & & \text{おいて有する当該} \\ \text{の合計額} & & \text{該資産の取} & & \text{資産でまだ業務の} \\ & & \text{得価額の合} & & \text{用に供されていな} \\ & & \text{計額} & & \text{いものの取得価額} \\ & & & & \text{の合計額} \end{array}$$

〔棚卸資産の取得価額（令第103条関係）〕

（棚卸資産の取得価額に算入する費用）

47-17 令第103条第1項各号に定める棚卸資産の取得価額に算入する費用の額には、次に掲げるような費用の額が含まれることに留意する。ただし、これらの費用の額の合計額が少額（当該棚卸資産の購入の代価又は製造原価のおおむね3%以内の金額とする。）である場合には、その取得価額に算入しないことができるものとする。

- (1) 買入事務若しくは検収のために要した費用の額又は製造後における検査若しくは検定のために要した費用の額その他その棚卸資産の整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- (2) 販売所等又は製造所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- (3) 特別の時期に販売するなどのため長期にわたって保管するために要した費用の額

(注) 1 (1)から(3)までに掲げる費用の額の合計額が少額かどうかについては、年分ごとに、かつ、種類等を同じくする棚卸資産（事業所別に異なる評価方法を選定している場合又は工場別に原価計算を行っている場合には、事業所又は工場ごとの種類等を同じくする棚卸資産とする。）ごとに判定することができる。

〔棚卸資産の評価の方法（令第99条関係）〕

（準棚卸資産に係る必要経費の算入）

47-15 令第81条第1号又は第2号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる資産（山林を除く。）につきその年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産につき法第72条第1項（雑損控除）の規定の適用を受ける損失が生じた場合を除き、次の算式により計算した金額とすることができる。この場合において、その年1月1日及び12月31日における当該資産の取得価額は、それぞれの日において有する当該資産でまだ業務の用に供されていないものにつき令第99条第1項第1号に掲げる評価の方法に準じて計算する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{その年1月1日に} & & & & \\ \text{おいて有する当該} & & & & \\ \text{資産でまだ業務の} & & & & \\ \text{用に供されていな} & + & \text{その年中に} & - & \text{その年12月31日に} \\ \text{いものの取得価額} & & \text{取得した当} & & \text{おいて有する当該} \\ \text{の合計額} & & \text{該資産の取} & & \text{資産でまだ業務の} \\ & & \text{得価額の合} & & \text{用に供されていな} \\ & & \text{計額} & & \text{いものの取得価額} \\ & & & & \text{の合計額} \end{array}$$

〔棚卸資産の取得価額（令第103条関係）〕

（棚卸資産の取得価額に算入する費用）

47-17 令第103条第1項各号に掲げる棚卸資産の取得価額に算入する費用の額には、次に掲げるような費用の額が含まれることに留意する。ただし、これらの費用の額の合計額が少額（当該棚卸資産の購入の代価又は製造原価のおおむね3%以内の金額とする。）である場合には、その取得価額に算入しないことができるものとする。

- (1) 買入事務若しくは検収のために要した費用の額又は製造後における検査若しくは検定のために要した費用の額その他その棚卸資産の整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- (2) 販売所等又は製造所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- (3) 特別の時期に販売するなどのため長期にわたって保管するために要した費用の額

(注) 1 (1)から(3)までに掲げる費用の額の合計額が少額かどうかについては、年分ごとに、かつ、種類等を同じくする棚卸資産（事業所別に異なる評価方法を選定している場合又は工場別に原価計算を行っている場合には、事業所又は工場ごとの種類等を同じくする棚卸資産とする。）ごとに判定することができる。

2 棚卸資産を保管するために要した費用（保険料を含む。）のうち(3)に掲げるもの以外のものの額は、その取得価額に算入しないことができる。

2 棚卸資産を保管するために要した費用（保険料を含む。）のうち(3)に掲げるもの以外のものの額は、その取得価額に算入しないことができる。

法第49条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係

法第49条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係

〔減価償却資産の取得価額（令第126条関係）〕

〔減価償却資産の取得価額（令第126条関係）〕

（減価償却資産について値引き等があった場合）

（減価償却資産について値引き等があった場合）

49-12の2 業務の用に供する減価償却資産について値引き、割戻し又は割引（以下この項において「値引き等」という。）があった場合には、次の算式により計算した金額の範囲内でその値引き等のあった日の属する年の1月1日における当該減価償却資産の取得価額及び未償却残額を減額することができるものとする。

49-12の2 業務の用に供する減価償却資産について値引き、割戻し又は割引（以下この項において「値引き等」という。）があった場合には、次の算式により計算した金額の範囲内でその値引き等のあった日の属する年の1月1日における当該減価償却資産の取得価額及び未償却残額を減額することができるものとする。

（算式）

$$\text{値引き等の額} \times \frac{\text{当該減価償却資産のその年1月1日における未償却残額}}{\text{当該減価償却資産のその年1月1日における取得価額}}$$

（算式）

$$\text{値引き等の額} \times \frac{\text{当該減価償却資産のその年1月1日における未償却残額}}{\text{当該減価償却資産のその年1月1日における取得価額}}$$

（注）1 当該減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものである場合には、算式の取得価額及び未償却残額は令第90条第2項第1号又は第91条第2項の規定により計算した金額によることに留意する。

（注）1 当該減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得等されたものである場合には、算式の取得価額及び未償却残額は令第90条第1号の規定により計算した金額によることに留意する。

- 2 当該減価償却資産についてその年の前年から繰り越された措置法の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額があるときは、当該償却不足額が生じた時においてその値引き等があったものとした場合に計算される特別償却額又は割増償却額を基礎として当該繰り越された償却不足額を修正するものとする。
- 3 値引き等の額から取得価額等を減額した額を控除した残額は、値引き等のあった日の属する年分の総収入金額に算入することに留意する。

- 2 当該減価償却資産についてその年の前年から繰り越された措置法の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額があるときは、当該償却不足額が生じた時においてその値引き等があったものとした場合に計算される特別償却額又は割増償却額を基礎として当該繰り越された償却不足額を修正するものとする。
- 3 値引き等の額から取得価額等を減額した額を控除した残額は、値引き等のあった日の属する年分の総収入金額に算入することに留意する。

〔少額の減価償却資産及び一括償却資産（令第138条及び第139条関係）〕

〔少額の減価償却資産及び一括償却資産（令第138条及び第139条関係）〕

（一時的に貸付けの用に供した減価償却資産）

49-39の2 令第138条又は第139条の規定の適用上、居住者が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定され

（新 設）

るものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産がこれらの規定に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。

(主要な業務として行われる貸付けの例示)

49-39の3 規則第34条の2((少額の減価償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定)) (規則第34条の3((一括償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

(1) 規則第34条の2第1項第1号に掲げる貸付け 居住者が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該居住者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為

(2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む居住者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む居住者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、令第138条第1項又は第139条第1項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないことに留意する。

(現金主義の場合の少額の減価償却資産の取得価額)

49-41 法第67条((小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期))の規定の適用を受けている者が令第138条第1項に規定する減価償却資産を取得した場合には、当該減価償却資産の取得価額に相当する金額のうちその支出した金額を当該支出をした日の属する年分のその業務に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

法第67条((小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期))関係

(前々年分の所得金額の判定)

67-1 令第195条第1号((小規模事業者の要件))に規定する「その年の前々年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額……の合計額が300万円以下」であるかどうかは、法第67条第1項の規定の適用を受けようとする年の前年末現在において確定しているところにより、また、当該前々年分の不動産所得又は事業所得のいずれかに赤字が生じている場合には、当該赤字の金額は他の黒字の金額と相殺したところにより判定するものとする。ただし、前年末現在において確定している金額が300万円を超える者であっても、不服申

(新 設)

(現金主義の場合の少額の減価償却資産の取得価額)

49-41 法第67条((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))の規定の適用を受けている者が令第138条に規定する減価償却資産を取得した場合には、当該減価償却資産の取得価額に相当する金額のうちその支出した金額を当該支出をした日の属する年分のその業務に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

法第67条((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))関係

(前前年分の所得金額の判定)

67-1 令第195条第1号((小規模事業者の要件))に規定する「前前年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額……の合計額が300万円以下」であるかどうかは、法第67条の規定の適用を受けようとする年の前年末現在において確定しているところにより、また、当該前前年分の不動産所得又は事業所得のいずれかに赤字が生じている場合には、当該赤字の金額は他の黒字の金額と相殺したところにより判定するものとする。ただし、当該前年末現在において確定している金額が300万円を超える者であっても、不服申立てに対

立てに対する決定等により、令第197条第1項((収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等))に規定する届出書の提出期限(前年分の所得税につき法第67条第1項の規定の適用を受けていた者については、その年の3月15日)までに300万円以下となった者については、令第195条第1号に規定する要件を満たすものとして差し支えない。

**(手形又は小切手取引の収入金額又は必要経費算入の時期)**

67-2 法第67条第1項の規定の適用を受けている者が手形取引又は小切手取引を行った場合における当該取引に係る金額の収入金額又は必要経費の算入については、次によるものとする。

(1) 手形取引

イ 受取手形にあっては、その手形の支払を受けたものについてはその支払を受けた時にその金額を収入金額に算入し、割引したものについてはその割引した時にその手形金額を収入金額に算入するとともに割引料を必要経費に算入する。この場合において、割引した手形が不渡りとなったことにより遡求に応じて支払ったときは、その支払った時の属する年分の収入金額からその支払った金額に相当する金額を減額する。

ロ 支払手形にあっては、その手形の支払をした時にその金額を必要経費に算入する。

(2) 小切手取引

小切手取引にあっては、その小切手金額をその受取又は振出しの時の収入金額又は必要経費に算入する。この場合において、その小切手が不渡りとなったときは、その不渡りとなった時の属する年分の収入金額又は必要経費からその小切手金額に相当する金額を減額する。

**(貸付金等の貸倒損失の必要経費算入)**

67-3 法第67条第1項の規定の適用を受けている者の事業所得を生ずべき業務の遂行上生じた債権のうち、例えば、金融業者の貸付金の元本のように損益取引以外の取引に係るものの貸倒れによる損失は、当該損失の生じた年分の令第196条第2項((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))に規定する必要経費に算入すべき金額に含まれるものとする。

(不動産所得を生ずべき業務及び事業所得を生ずべき業務のいずれか一方を廃止した場合)

67-4 不動産所得を生ずべき業務及び事業所得を生ずべき業務を併せ営んでいた者が、これらの業務のうちいずれか一方を譲渡し又は廃止した場合には、当該譲渡し又は廃止

する決定等により、令第197条第1項((収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等))に規定する届出書の提出期限(前年分の所得税につき法第67条の規定の適用を受けていた者については、その年の3月15日)までに300万円以下となった者については、令第195条第1号に規定する要件を満たすものとして差し支えない。

**(手形又は小切手取引の収入金額又は必要経費算入の時期)**

67-2 法第67条の規定の適用を受けている者が手形取引又は小切手取引を行った場合における当該取引に係る金額の収入金額又は必要経費の算入については、次によるものとする。

(1) 手形取引

イ 受取手形にあっては、その手形の支払を受けたものについてはその支払を受けた時にその金額を収入金額に算入し、割引したものについてはその割引した時にその手形金額を収入金額に算入するとともに割引料を必要経費に算入する。この場合において、割引した手形が不渡りとなったことによりそ求に応じて支払ったときは、その支払った時の属する年分の収入金額からその支払った金額に相当する金額を減額する。

ロ 支払手形にあっては、その手形の支払をした時にその金額を必要経費に算入する。

(2) 小切手取引

小切手取引にあっては、その小切手金額をその受取又は振出しの時の収入金額又は必要経費に算入する。この場合において、その小切手が不渡りとなったときは、その不渡りとなった時の属する年分の収入金額又は必要経費からその小切手金額に相当する金額を減額する。

**(貸付金等の貸倒損失の必要経費算入)**

67-3 法第67条の規定の適用を受けている者の事業所得を生ずべき業務の遂行上生じた債権のうち、例えば、金融業者の貸付金の元本のように損益取引以外の取引に係るものの貸倒れによる損失は、当該損失の生じた年分の令第196条第2項((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))に規定する必要経費に算入すべき金額に含まれるものとする。

(不動産所得を生ずべき業務及び事業所得を生ずべき業務のいずれか一方を廃止した場合)

67-4 不動産所得を生ずべき業務及び事業所得を生ずべき業務を併せ営んでいた者が、これらの業務のうちいずれか一方を譲渡し又は廃止した場合には、当該譲渡し又は廃止

した業務に係る各種所得の金額の計算については、当該譲渡し又は廃止した年において規則第40条第1項((収入及び費用の帰属時期の特例の適用の細目))の規定を適用することに留意する。

(業務を承継した相続人が提出する届出書の提出期限の特例)

67-5 法第67条第1項の規定の適用を受けていた被相続人の不動産所得を生ずべき業務又は事業所得を生ずべき業務を承継したことにより、新たに同項に規定する業務を開始した相続人が提出する令第197条第1項に規定する届出書については、当該被相続人についての所得税の準確定申告書の提出期限(当該期限が法第147条((青色申告の承認があったものとみなす場合))の規定により青色申告の承認があったとみなされる日後に到来するときは、その日)までに提出して差し支えない。

(前々年分の収入金額の判定)

67-6 令第196条の2((雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の要件))に規定する「その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下」であるかどうかは、法第67条第2項の規定の適用を受けようとする年の前年末現在において確定しているところにより判定するものとする。ただし、その前年末現在において確定している金額が300万円を超える者であっても、不服申立てに対する決定等により、その年の3月15日までに300万円以下となった者については、令第196条の2に規定する要件を満たすものとして差し支えない。

法第70条((純損失の繰越控除))関係

[被災事業用資産の損失の金額の計算等]

(被災事業用資産に含まれるもの)

70-1 法第70条第3項に規定する棚卸資産には、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業に係る令第81条第1号((譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産))に掲げる資産が含まれるものとする。

法第72条((雑損控除))関係

(事業以外の業務用資産の災害等による損失)

72-1 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務(事業を除く。)の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産(令第81条第1号((譲渡所得の基因とされない棚卸資

した業務に係る各種所得の金額の計算については、当該譲渡し又は廃止した年において規則第40条((収入及び費用の帰属時期の特例の適用の細目))の規定を適用することに留意する。

(業務を承継した相続人が提出する届出書の提出期限の特例)

67-5 法第67条の規定の適用を受けていた被相続人の不動産所得を生ずべき業務又は事業所得を生ずべき業務を承継したことにより、新たに同条に規定する業務を開始した相続人が提出する令第197条第1項に規定する届出書については、当該被相続人についての所得税の準確定申告書の提出期限(当該期限が法第147条((青色申告の承認があったものとみなす場合))の規定により青色申告の承認があったとみなされる日後に到来するときは、その日)までに提出して差し支えない。

(新 設)

法第70条((純損失の繰越控除))関係

[被災事業用資産の損失の金額の計算等]

(被災事業用資産に含まれるもの)

70-1 法第70条第3項に規定する棚卸資産には、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業に係る令第81条第1号((譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産))に掲げる資産が含まれるものとする。

法第72条((雑損控除))関係

(事業以外の業務用資産の災害等による損失)

72-1 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務(事業を除く。)の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産(令第81条第1号((譲渡所得の基因とされないたな卸

産に準ずる資産))に規定する資産を含み、山林及び生活に通常必要でない資産を除く。)につき災害又は盗難若しくは横領(以下72—7までにおいて「災害等」という。)による損失が生じた場合において、居住者が当該損失の金額及び令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出(資本的支出に該当するものを除く。)の額の全てを当該所得の金額の計算上必要経費に算入しているときは、これを認めるものとする。この場合において、当該損失の金額の必要経費算入については法第51条第4項((資産損失の必要経費算入))の規定に準じて取り扱うものとし、法第72条第1項の規定の適用はないものとする。

(注) この取扱いの適用を受けた資産につき、修繕その他原状回復のため支出した費用の額があるときは、51—3の適用がある。

#### 法第95条((外国税額控除))関係

(振替公社債等の運用又は保有)

95—18 161—13の取扱いは、令第225条の3第1項第1号((国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得))に掲げる債券の範囲について準用する。

#### 法第120条((確定所得申告))関係

(前々年分の収入金額の判定)

120—4の2 法第120条第6項に規定する「その年の前々年分の当該業務に係る収入金額が1,000万円を超える」かどうかは、その年分の確定申告書を提出する時までに確定しているところにより判定するものとする。

(農業と農業以外の業務を営む場合の収支内訳書の作成)

120—5 事業所得を生ずべき業務のうち農業と農業以外の業務を営む場合には、収支内訳書は各別に作成するものとする。

(注) 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る収支内訳書は、各別に作成することに留意する。

(学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が国外居住親族に該当するかどうかの判定)

120—6 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、法第120条第3項第2号又は第3号((確定所得申告))に規定する非居住者である親族に該当するかどうかについては、3—2((学術、技芸を習得する者の住所の判定))により判定することに留

産に準ずる資産))に規定する資産を含み、山林及び生活に通常必要でない資産を除く。)につき災害又は盗難若しくは横領(以下72—7までにおいて「災害等」という。)による損失が生じた場合において、居住者が当該損失の金額及び令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出(資本的支出に該当するものを除く。)の額の全てを当該所得の金額の計算上必要経費に算入しているときは、これを認めるものとする。この場合において、当該損失の金額の必要経費算入については法第51条第4項((資産損失の必要経費算入))の規定に準じて取り扱うものとし、法第72条第1項の規定の適用はないものとする。

(注) この取扱いの適用を受けた資産につき、修繕その他原状回復のため支出した費用の額があるときは、51—3の適用がある。

#### 法第95条((外国税額控除))関係

(振替公社債等の運用又は保有)

95—18 161—13の取扱いは、令第225条の3第1号((国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得))に掲げる債券の範囲について準用する。

#### 法第120条((確定所得申告))関係

(新 設)

(農業と農業以外の業務を営む場合の収支内訳書の作成)

120—5 事業所得を生ずべき業務のうち農業と農業以外の業務を営む場合には、収支内訳書は各別に作成するものとする。

(注) 不動産所得、事業所得、又は山林所得を生ずべき業務に係る収支内訳書は、各別に作成することに留意する。

(学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が国外居住親族に該当するかどうかの判定)

120—6 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、法第120条第3項第2号((確定所得申告))に規定する非居住者である親族に該当するかどうかについては、3—2((学術、技芸を習得する者の住所の判定))により判定することに留意する。

意する。

(2以上の書類により居住者の親族に該当する旨が証明される場合の親族関係書類)

120-7 規則第47条の2第5項又は第7項((確定所得申告書に添付すべき書類等))に規定する書類(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により国外居住親族(令第262条第3項((確定申告書に関する書類等の提出又は提示))に規定する国外居住障害者若しくは国外居住配偶者又は同条第4項に規定する国外居住扶養親族をいう。以下120-9までにおいて同じ。)が確定申告書を提出する居住者の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

(注) 規則第47条の2第5項第2号又は第7項第2号に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、これらの号に掲げる書類に該当することに留意する。

(送金関係書類の範囲)

120-8 規則第47条の2第6項、第8項又は第10項に規定する書類(以下120-9までにおいて「送金関係書類」という。)は、これらの項の居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人別に行ったことを明らかにするものをいうのであるから、居住者が一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った場合における当該支払に係る送金関係書類については、他の国外居住親族に係る送金関係書類には該当しないことに留意する。

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

ただし、その国外居住親族が法第2条第1項第34号の2ロ(3)に掲げる者に該当するものとして確定申告書に扶養控除に関する事項を記載する場合において、その各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払の金額の合計額が38万円未満であるときは、当該明細書の提出及びその各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係

(2以上の書類により居住者の親族に該当する旨が証明される場合の親族関係書類)

120-7 規則第47条の2第5項((確定所得申告書に添付すべき書類等))に規定する書類(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により令第262条第3項第1号イからハマまで((確定申告書に関する書類等の提出又は提示))に掲げる者(以下120-9までにおいて「国外居住親族」という。)が確定申告書を提出する居住者の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

(注) 規則第47条の2第5項第2号に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号に掲げる書類に該当することに留意する。

(送金関係書類の範囲)

120-8 規則第47条の2第6項各号に掲げる書類(以下120-9までにおいて「送金関係書類」という。)は、同項の居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人別に行ったことを明らかにするものをいうのであるから、居住者が一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った場合における当該支払に係る送金関係書類については、他の国外居住親族に係る送金関係書類には該当しないことに留意する。

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。



書類の提出又は提示に加えて、その各国外居住親族のその年の当該支払の金額の合計額が38万円以上であることが明らかとなる送金関係書類の提出又は提示とする。

また、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

- (1) 居住者の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた国外居住親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法（規則第47条の2第6項第1号若しくは第2号又は第8項第1号若しくは第2号の支払方法の別）
- (5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める日をいう。

- (1) 規則第47条の2第6項第1号又は第8項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 規則第47条の2第6項第2号又は第8項第2号に掲げる書類 国外居住親族がこれらの号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者<sup>ニ</sup>これらの号に規定するクレジットカード等<sup>ヲ</sup>の提示又は通知をした日

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（申告書に記載する源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の判定）

194・195-3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書（以下この項において「扶養控除等申告書等」という。）に記載すべき源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) その判定の要素となる所得金額及び法第2条第1項第34号の2ロ(3)（（定義））に規定する支払の金額 扶養控除等申告書等（法第194条第5項に規定する申告書を除く。）を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額及び当該支払の金額の合計額による。
- (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日（扶養控除等申告書等を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時）の現況による。

(注) 1 法第194条第5項に規定する申告書を提出する場合において、扶養親族が法第2条第1項第34号の2ロ(3)に規定する「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」に該当するかどうかの

この場合において、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

- (1) 居住者の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた国外居住親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法（規則第47条の2第6項第1号又は第2号の支払方法の別）
- (5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。

- (1) 規則第47条の2第6項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 規則第47条の2第6項第2号に掲げる書類 国外居住親族が同号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者<sup>ニ</sup>同号に規定するクレジットカード等<sup>ヲ</sup>の提示又は通知をした日

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書））及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（申告書に記載する源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の判定）

194・195-3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載すべき源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) その判定の要素となる所得金額 これらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。
- (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日（これらの申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時）の現況による。

判定は、当該申告書を提出する日の現況において、2-50により行うのであるが、この場合、2-50中「その年最後の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買相場」とあるのは、「法第194条第5項に規定する申告書を提出する直前の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該支払に係る実際に適用された外国為替の売買相場」と読み替える。

2 上記(2)の年齢は、法第2条第1項第34号に規定する児童（いわゆる里子）に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。

#### 法第204条（源泉徴収義務）関係

##### （芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の意義等）

204-28 法第204条第1項第5号に掲げる「芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金」とは、不特定多数の者から受けるものを除き、芸能人の役務の提供に関して受ける対価たる性質を有する一切のものをいうのであるから、その報酬又は料金には、演劇を製作して提供する対価及び芸能人を他の劇団、楽団等に供給し、又は芸能人の出演をあっせんすることにより受ける対価はもちろん、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) テレビジョン若しくはラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー等はその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給し、若しくはあっせんすることにより受ける対価
- (2) 芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作権隣接権の対価として受けるもの（当該実演に係る録音物の増製又は著作権法第93条の2第1項各号（放送のための固定物等による放送）に掲げる放送につき支払を受けるもので、当該実演に係る役務の提供に対する対価と併せて支払を受けるもの以外のものを除く。以下204-28の2において「録音、録画等の対価」という。）
- (3) 大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補填に充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演料等として受けるもの（これらの物だけを貸与し、又はこれらの動物だけを出演させることにより受ける対価を除く。）

#### 第5編 雑則

##### 第2章 その他の雑所得

#### 法第232条（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）関係

（前々年分の収入金額の判定）

（注）(2)の年齢は、法第2条第1項第34号（（定義））に規定する児童（いわゆる里子）に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。

#### 法第204条（源泉徴収義務）関係

##### （芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の意義等）

204-28 法第204条第1項第5号に掲げる「芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金」とは、不特定多数の者から受けるものを除き、芸能人の役務の提供に関して受ける対価たる性質を有する一切のものをいうのであるから、その報酬又は料金には、演劇を製作して提供する対価及び芸能人を他の劇団、楽団等に供給し、又は芸能人の出演をあっせんすることにより受ける対価はもちろん、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) テレビジョン若しくはラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー等はその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給し、若しくはあっせんすることにより受ける対価
- (2) 芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作権隣接権の対価として受けるもの（当該実演に係る録音物の増製又は著作権法第94条第1項各号（放送のための固定物等による放送）に掲げる放送につき支払を受けるもので、当該実演に係る役務の提供に対する対価と併せて支払を受けるもの以外のものを除く。以下204-28の2において「録音、録画等の対価」という。）
- (3) 大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補填に充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演料等として受けるもの（これらの物だけを貸与し、又はこれらの動物だけを出演させることにより受ける対価を除く。）

（新 設）

（新 設）

（新 設）

<p><u>232-1 法第232条第2項に規定する「その年の前々年分のこれらの雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える」かどうかは、その年の前年末現在において確定しているところにより判定するものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>附 則</u></p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(1))</u>  <u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、この附則に別段の定めがあるものを除き、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>(経過的取扱い(2))</u>  <u>この法令解釈通達による改正後の2-50、45-10から45-14まで、120-6から120-9まで及び194・195-3の取扱いは、令和5年分以後の所得税について適用する。</u></p>	